**第三条**　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

| 研修機関 | | 研修を実施する期間 | 研修 |
|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | | |
| 特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク | 東京都町田市能ヶ谷一丁目十四―八コスモス二〇二 | 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで | JC―NETジョブコーチ養成研修（第2号） |
| 特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク | 大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地 | 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで | 第2号職場適応援助者（ジョブ・コーンダクター）養成研修 |
| 特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん | 静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地 | 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 第2号職場適応援助者養成研修 |
| 特定非営利活動法人なよろ地方職親会 | 北海道名寄市大通南二丁目2番地地域活動支援センター陽だまり内 | 平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 第2号職場適応援助者養成研修 |
| 社会福祉法人南高愛隣会 | 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲一五七二番地 | 平成二十七年四月一日から平成二十七年九月三十日まで | 第2号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修 |

**○厚生労働省告示第二百四十九号**

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百三十八条の三第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準を次のとおり定める。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働大臣が定める教育訓練の基準

（運営管理者）

**第一条**　教育訓練の施設の運営を管理する者は、雇用保険法施行規則第百三十八条の三第一号イに規定する障害者（以下「障害者」という。）の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。

（訓練期間）

**第二条**　教育訓練の期間は、六月以上二年以内とする。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については、三月以上六月未満とすることができる。

（訓練時間）

**第三条**　教育訓練の訓練時間は、その訓練期間が六月以上の場合にあっては、六月間について七百時間を基準として定めるものとする。

2　前項の訓練時間は、訓練期間、訓練職種、障害者の障害の種類等に応じて増減して定めることができる。

（訓練職種）

**第四条**　教育訓練の職種は、雇用機会の大きいものであって、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上することが必要なものでなければならない。

（訓練人員）

**第五条**　教育訓練を行う一単位の受講生の数は、訓練科ごとにおおむね十人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第二号に規定する身体障害者（同条第三号に規定する重度身体障害者を除く。）以外の障害者にあっては、五人から十人まで）とする。

（訓練担当者）

**第六条**　教育訓練を担当する者（次項において「訓練担当者」という。）は、その担当する職種について専門的な知識、技術、技能等を有する者であって、かつ、障害者の指導に相当の経験を有するものでなければならない。

2　教育訓練の訓練科ごとに、障害者おおむね五人につき一人の専任の訓練担当者を置かなければならない。

（訓練施設等）

**第七条**　教育訓練の施設は、障害者の障害の種類等に十分配意して、その教育訓練の目的を実現するために必要な施設及び設備を備えたものでなければならない。

（安全衛生）

**第八条**　教育訓練の実施に当たっては、教育訓練を受講する障害者の安全衛生について、十分な配慮がなされなければならない。

**○厚生労働省告示第二百五十号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十六年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三条第一項の表第一号及び第二号を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 1　政策科学総合研究事業 | 人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進に資することを目的とする研究事業 | 一般公募型<br>指定型<br>戦略型<br>若手育成型 |
| 2　地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業 | 我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ることを目的とする研究事業 | 一般公募型<br>指定型<br>若手育成型 |

第三条第一項の表中第四号から第六号までを削り、第七号を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 7　未承認薬評価研究事業 | 社会的に必要性の高い国内未承認薬の有用性を評価し、至適治療法を開発することを目的とする研究事業 | 指定型 |

第三条第一項の表第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 9　がん対策推進総合研究事業及びその推進事業 | 平成28年度からのがん研究10か年戦略に基づき、がんによる死亡者の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の構築等を目指し、政策課題の解決に資することを目的とする研究事業及びその推進事業 | 一般公募型<br>指定型<br>若手育成型 |

第三条第一項の表第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 8　女性の健康の包括的支援総合研究事業及びその推進事業 | 女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究事業及びその推進事業 | 一般公募型 |